

岩手県告示第 46 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 20 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 二戸電工株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字下川原 10 番地の 1
 - ウ 代表者の氏名 下斗米簡直
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 1018 号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 20 日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 20 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 二戸電工株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字下川原 10 番地の 1
 - ウ 代表者の氏名 下斗米簡直
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－14）第 1018 号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 20 日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 21 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社村建工業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区若柳字広表 176 番地
 - ウ 代表者の氏名 村上春雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 1237 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 21 日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 13 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高嘉建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ケ崎町永栄天王川原 12 番地
 - ウ 代表者の氏名 高橋嘉吉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－15）第 1779 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 12 日付けで土木工事業、建築工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成18年12月25日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社日進設備工事
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市滝沢字鶴ヶ沢7番58号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤博英
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第2441号
- (3) 処分の内容 管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年12月21日付けで管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成18年12月12日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社一戸建設
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢12番地の2
 - ウ 代表者の氏名 晝場忠美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(特-18)第4087号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年12月12日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成18年12月11日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 佐野建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字前中野255番地
 - ウ 代表者の氏名 菅原利美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第5661号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年12月7日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成18年12月22日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 丸七工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町渋民字関ノ上72番地5
 - ウ 代表者の氏名 熊谷進
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第5917号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年12月7日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成18年12月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 佐藤建築
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区姉体町字内城26番地7
 - ウ 代表者の氏名 佐藤辰男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 7025 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 25 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 21 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 齋藤工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 宮古市実田一丁目 6 番 11 号

ウ 代表者の氏名 齋藤俊市

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 7659 号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 20 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 8 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社北栄設備工業

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第 8 地割 6 番地 20

ウ 代表者の氏名 坂本照夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 8166 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 7 日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 20 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社塚澤建設

イ 主たる営業所の所在地 花巻市田力第 9 地割 116 番地

ウ 代表者の氏名 塚澤晋

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 8168 号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 19 日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 26 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高秀建築

イ 主たる営業所の所在地 花巻市四日町二丁目 5 番 21 号

ウ 代表者の氏名 高橋秀夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 8389 号

(3) 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 26 日付けで屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 14 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社工藤重機

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字御庭田 81 番地

ウ 代表者の氏名 工藤秀二

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第 8708 号

(3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 13 日付けで土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 15 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社源田技建工業

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町大野第 3 地割 21 番地 7

ウ 代表者の氏名 源田慎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 8883 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 15 日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 1 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社老川電工

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区東大通り二丁目 4 番 15 号

ウ 代表者の氏名 老川勲

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 9644 号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 11 月 30 日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 13 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ケネディ・インターナショナル株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市神明町 6 番 23 号

ウ 代表者の氏名 菊池毅

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-15)第 20159 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 12 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 18(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 20 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 熊谷一級建築士事務所
- イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町猿沢字小森 27 番地 8
- ウ 代表者の氏名 熊谷信太郎
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15) 第 80039 号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 20 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 19(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 21 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社三陸海洋土木
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町綾里字黒土田 22 番地 1
- ウ 代表者の氏名 山田光良
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17) 第 90055 号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 20 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 20(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 4 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社マルジュン
- イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字本宿 97 番地 4
- ウ 代表者の氏名 佐々木久平
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18) 第 90057 号
- (3) 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 11 月 30 日付けで左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 21(1) 処分をした年月日 平成 18 年 12 月 12 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社一建工業
- イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町高善寺字古館平 37 番地 3
- ウ 代表者の氏名 晝場京子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17) 第 150064 号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 12 月 12 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。